

新型コロナウイルス関連情報（9月11日）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）クオモ知事のメッセージ（9月8日～9月11日）

・9月10日、地下鉄やバスなどの公共交通機関で感染が拡大することを避けるために、MTA利用客に対して、マスク等の着用を拒否した場合に50ドルの罰金を科せるようにすることを発表。9月14日（月）から適用され、鉄道警察や市警察が取り締まりを実施する。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-issues-executive-order-directing-mta-develop-plan-bolster-mask-compliance-public>

・9月9日、9月30日（水）からNY市の店内での飲食を条件付きで認めることを発表。その条件とは、利用客数を店舗の最大収容人数の25%以内に抑えること、店舗の入口で検温すること、感染者が出た場合に備え客の連絡先を入手することなど。その後、データに基づき感染率を監視し、11月1日（日）を目安に最大収容人数の50%までの利用を認めるかを判断。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-indoor-dining-new-york-city-allowed-resume-beginning-september-30-25>

-店内飲食ガイドラインのサイト：<https://forward.ny.gov/nyc-indoor-dining>

-当館HPにおいて詳細の条件を掲載しています（NY州→ビジネス関係→経済社会活動の再開に当たって事業者が講じるべき措置（4））。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

（NJ州）マーフィー知事のメッセージ（9月8日～9月11日）

・9月8日、ジムの再開に関連し、ホテルやコンドミニアム、会社のビル内のジムも含め再開可ということを発表。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200908b.shtml>

（PA州）ウォルフ知事のメッセージ（9月8日～11日）

・ 9月11日、週300ドルの追加失業給付（Lost Wages Assistance）プログラムに関し、連邦政府より9月5日をもって終了したとの通知があったことを発表。ただし、8月1日から9月5日の間の申請に関しては連邦政府から受取済みの財源によって支払いを行う予定であり、新型コロナウイルスの影響で失業した場合には早急に申請を行うことを呼びかけ。

<https://www.media.pa.gov/Pages/Labor-and-Industry-Details.aspx?newsid=481>

・ 9月11日、AppleとGoogleの技術を使用した新型コロナウイルス接触確認アプリを今月中に公開すること発表。アプリでは個人情報や位置情報を収集することは決してないとし、接触者追跡をより確実なものとするために一人ひとりアプリをインストールしてほしい旨呼びかけ。

<https://www.media.pa.gov/Pages/Health-Details.aspx?newsid=1016>

・ 感染が拡大する他州から州内へ移動する者に対して14日間の隔離を求める勧告（Travel Recommendations）について、対象州からカリフォルニア、ハワイ、テキサス各州が削除された。11日現在の対象州は以下の17州。

対象州：アラバマ、アーカンソー、フロリダ、ジョージア、アイダホ、イリノイ、アイオワ、カンザス、ルイジアナ、ミシシッピ、ミズーリ、ネバダ、ノースダコタ、オクラホマ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー各州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

・ 9月8日、レストラン店内での飲食可能人数の上限を9月21日（月）から、現行の定員の25%から50%に緩和すること、アルコール類の提供を夜10時までとすることを発表。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/governor-wolf-announces-restaurants-may-increase-indoor-occupancy-to-50-percent-starting-september-21/>

・ 9月8日、インフルエンザのシーズンに備えて、健康上の理由がない限り、生後6か月以上の子供から大人まで全員がインフルエンザの予防接種を受けるよう呼びかけ。

（WV州）ジャスティス知事のメッセージ（9月8日～9月11日）

・ 9月8日、同日から新学年が始まり、州内55郡の内46郡で対面授業が再開したことを発表（残りの9郡（※）は完全遠隔授業）。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-all-55-county-school-systems-have-necessary-PPE-and-cleaning-supplies.aspx>

(※) 対面授業が開始していない9郡 : Fayette, Kanawha, Logan, Mercer, Mingo, Monroe, Putnam, Wayne, Monongalia 各郡

(PR準州) バスケット知事のメッセージ (9月8日~11日)

・9月10日、ビーチ、カジノ、ジム、映画館等について9月12日(土)より再開を認めるとともに、日曜日における多くの経済活動の停止を廃止することなどを定めた行政命令を発表。

【感染者数等に関する情報】

9月11日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州 : 感染者数 442,791名 死者数 25,482名

ニューヨーク市 : 感染者数 237,252名 死者数 15,567名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ニュージャージー州 : 感染者数 195,888名 死者数 14,234名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州 : 感染者数 142,885名 死者数 7,837名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・デラウェア州 : 感染者数 18,466名 死者数 613名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州 : 感染者数 12,174名 死者数 263名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡 : 感染者数 19,360名 死者数 1,418名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 36,581名 死者数 523名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 1,201名 死者数 18名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【当地から日本への直行便に関する運航情報】

全日空（ANA）は、現在週3便（月、水、土）で運航しているJFK発成田便について、10月2日（金）以降、週5便（月、木、金、土、日）に増便する旨を発表しました。

<https://www.anahd.co.jp/group/pr/202009/20200908.html>

日本航空（JAL）は、現在週3便（月、水、土）で運航しているJFK発羽田便について、10月1日（木）以降、週4便（月、水、金、日）に増便する旨を発表しました（10月2日（金）は運休）。

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/201001_02/

ユナイテッド航空は、現在毎日運航しているニューアーク発成田便について、10月1日（木）以降、週6便（月、水、木、金、土、日）とする旨を発表しました。

<https://hub.united.com/united-covid19-japanflights-2647528607.html>

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

・当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマ

スクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09：30～13：00

（ビザ（査証）申請受付：12：00～13：00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

（注：代表電話につながり次第、（日本語案内の1を押さずに）内線486を押してください。）

予約受付時間： 月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

4 予約を必要とする領事業務

パスポートの申請、戸籍・国籍関係の届出、在留証明等の各種証明の申請、ビザの申請。

なお、（申請後の）パスポートの受け取り、ビザの受け取り、在留届のご提出、在外選挙人名簿への登録申請等につきましては、予約の必要はありませんので、上述の窓口時間に来館可能です。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/l/01.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

・ CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・ 新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:2123718222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
